

【諮問事項の概要の参考資料】

「1 条例要配慮個人情報について」 関係

【現行】

浜田市個人情報保護条例（現行条例）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) 要配慮個人情報 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

4-2-5 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報をいう（法第2条第3項）。

なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

- (1) 人種 (2) 信条 (3) 社会的身分
 (4) 病歴 (5) 犯罪の経歴 (6) 犯罪により害を被った事実
 (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号）。
 (8) ……医師等……により行われた疾病の予防及び早期発見のための……健康診断等の結果（同条第2号）
 (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（同条第3号）。
 (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（同条第4号）。
 (11) 本人を少年法……第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）。

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

4-2-6 条例要配慮個人情報

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（法第60条第5項）。

「2 個人情報ファイル簿について」関係

【現行】

浜田市個人情報保護条例（現行条例）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (7) 個人情報ファイル 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することが可能な個人情報が集積されたファイルをいう。

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

4-2-4 個人情報ファイル

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、

- ①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）

又は

- ②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう（法第60条第2項）。

6-2 個人情報ファイル簿の作成及び公表

行政機関の長等…は、当該行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等及び同項各号に掲げる法人における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第75条第1項）。

【現行様式】浜田市個人情報保護条例施行規則

様式第4号（第5条関係）

個人情報ファイル簿

(表面)		登録年月日		年 月 日	
個人情報ファイルの名称					
所管する組織の名称（担当部署）		部名	課名	係名	
個人情報ファイルの利用目的					
事務・業務の根拠法令等					
事務の開始年月日		年 月 日	事務の変更年月	年 月	
事務区分		業務従事者			
個人情報の対象者の範囲					
対象者数（個人情報登録件数）					
個人情報の記録項目	一般的取扱事項	戸籍的事項等	社会生活及び家庭生活に関する事項	財産等の状況	その他
		<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 職位 <input type="checkbox"/> 学業成績・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 収入・所得 <input type="checkbox"/> 公的扶助の有無 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> その他
要配慮個人情報	要配慮個人情報の取扱根拠	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 条例第6条第2項第1号（法令等） 根拠法令・条例名及び条番号 <input type="checkbox"/> 条例第6条第2項第2号（公益上の必要）	
		<input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 公共・公益団体 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 私人 収集先の名称		<input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第1号（本人同意） <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第2号（法令等） 根拠法令・条例名及び条番号 <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第3号（出版、報道等） <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第4号（緊急性） <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第5号（所在不明等） <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第6号（争訟、選考等） <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第7号（目的外利用） <input type="checkbox"/> 条例第6条第3項第8号（公益上の必要）	
個人情報の収集先					
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他			
個人情報の収集時期		<input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期的（ <input type="checkbox"/> 年単位 <input type="checkbox"/> 月単位 <input type="checkbox"/> その他）			

(裏面)

目的外利用	<input type="checkbox"/> 有		利用する部署の名称
	目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第1号 (本人同意) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第2号 (法令等) 根拠法令・条例名及び条番号 <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第3号 (出版、報道等) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第4号 (緊急性) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第5号 (他の官公庁等) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第6号 (公益上の必要) <input type="checkbox"/> 条例第7条の2第2項 (特定個人情報)	備考
外部提供	<input type="checkbox"/> 無		提供先の名称
	外部提供の根拠	<input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第1号 (本人同意) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第2号 (法令等) 根拠法令・条例名及び条番号 <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第3号 (出版、報道等) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第4号 (緊急性) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第5号 (他の官公庁等) <input type="checkbox"/> 条例第7条第1項第6号 (公益上の必要) <input type="checkbox"/> 条例第7条の2第3項 (特定個人情報) 番号法第19条 号番号	備考 (経常的提供先等)
		<input type="checkbox"/> 無	
オンライン提供 による 提供 結合 に	<input type="checkbox"/> 有		結合先の名称
	オンライン結合による提供の根拠	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (他の官公庁等) <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (公益上の必要)	備考 (システム名等)
個人番号の利用	<input type="checkbox"/> 無		
	利用根拠	<input type="checkbox"/> 番号法 別表第1項番 <input type="checkbox"/> 住基法 <input type="checkbox"/> 条例	
その他	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<input type="checkbox"/> 実施する 番号法別表第2項番 <input type="checkbox"/> 実施しない	
	記録形態	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体	処理形態 <input type="checkbox"/> マニュアル処理 <input type="checkbox"/> パソコン処理
	外部委託	<input type="checkbox"/> 有 委託先の名称 <input type="checkbox"/> 無	
	法令又は他の条例による開示制度	<input type="checkbox"/> 有 法令・条例名及び条番号 <input type="checkbox"/> 無	
個人情報が記録されている主な公文書の名称			
備考			

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）】

<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

「3 個人情報取扱事務登録簿について」 関係

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

6-2 個人情報ファイル簿の作成及び公表

地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第58条第1項第2号に掲げる法人を含む。）においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第75条第5項）。

「4 不開示情報の範囲について」 関係

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

7-1-4 開示義務

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、

- ①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、
- ②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とする

こととして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。

〔国の安全等に関する情報〕

個人情報保護法（抜粋）

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

〔独立行政法人等及び地方独立行政法人の職員の職務遂行情報〕

浜田市個人情報保護条例（現行条例）	個人情報保護法
<p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報…のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの…若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員</u>（…<u>国家公務員</u>又は…<u>地方公務員</u>をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報…のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの…若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ハ 当該個人が<u>公務員等</u>（…<u>国家公務員</u>…、<u>独立行政法人等の職員</u>、…<u>地方公務員及び地方独立行政法人の職員</u>をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>

「5 開示に係る手数料について」 関係

【現行】

浜田市個人情報保護条例（現行条例）（抜粋）

（費用負担）

第 26 条 個人情報の開示に係る手数料は、徴取しない。

2 公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

浜田市個人情報保護条例施行規則（現行規則）（抜粋）

（費用負担）

第 13 条 条例第 26 条第 2 項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) モノクロ複写機による複写

ア 日本産業規格 A 列 3 判までのもの 1 枚につき 10 円

イ 日本産業規格 A 列 2 判までのもの 1 枚につき 50 円

ウ 日本産業規格 A 列 1 判までのもの 1 枚につき 100 円

エ 日本産業規格 A 列 0 判までのもの 1 枚につき 160 円

(2) カラー複写機による複写で日本産業規格 A 列 3 判までのもの 1 枚につき 50 円

(3) 光ディスクへの複写

ア CD-R 1 枚につき 100 円

イ DVD-R 1 枚につき 150 円

(4) その他の方法 実際に要した費用

(5) 送付に要する費用の額 当該送付に要する費用の実額

2 前項第 1 号及び第 2 号の方法において、用紙の両面に複写されたものは、片面を 1 枚として算定するものとする。

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

7-1-13 手数料

開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第 89 条）。

地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴取しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。

「6 開示決定等の手続について」 関係

【現行】

浜田市個人情報保護条例（現行条例）（抜粋）

（開示決定等の制限）

第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。…。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。…。

3 開示請求に係る個人情報^{が著しく大量であるため}、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等^{をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には}、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることができる。…。

（訂正決定等の期限）

第31条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、…。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。…。

（訂正決定等の期限の特例）

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。…。

（利用停止決定等の期限）

第39条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。…。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。…。

（利用停止決定等の期限の特例）

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。…。

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

7-1-8 開示請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として開示請求があった日から30日以内（法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない（法第82条第1項及び第2項並びに第83条第1項）。

開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。

また、開示請求に係る保有個人情報^{が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内に全てについて開示決定等をする}ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（法第84条）。

7-2-6 訂正請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として訂正請求があった日から30日以内（法第91条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、訂正を行う旨又は訂正を行わない旨を決定し、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない（法第93条第1項及び第2項並びに第94条第1項）。

訂正決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。

また、訂正決定等に長期間を要すると認めるときは、法第94条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる…（法第95条）。

7-3-6 利用停止請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として利用停止請求があった日から30日以内（法第99条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない（法第101条及び第102条第1項）。

利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。

また、利用停止決定等に長期間を要すると認めるときは、法第102条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる…（法第103条）。

7-6 開示請求等の手続及び審査請求の手続に関する条例の定め

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない（法第108条）。

【条例で定めることが想定される例】

- ・開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの
- ・開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの

【現行様式】浜田市個人情報保護条例施行規則

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

浜田市長 様

請求者 住 所
氏 名
連絡先 () —

個人情報開示請求書

自己に関する個人情報の開示を、次のとおり浜田市個人情報保護条例第14条第1項の規定により請求します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他()
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 本人が未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 本人が成年後見人) <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 (個人番号を含む個人情報に限る。)

開示請求に係る個人情報の本人以外の方が請求される場合は、次の欄にも記入してください。

個人情報の本人の氏名	
個人情報の本人の住所	
本人の連絡先	

注意事項

- 1 開示請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 開示の方法及び請求者の区分の欄のいずれかにレ印を入れてください。
- 3 開示請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 4 法定代理人が請求する場合は、上記3の書類のほか、法定代理人であることを証明するもの(戸籍の全部事項証明又は個人事項証明(戸籍謄抄本)等をいう。)を提示し、又は提出してください。
- 5 本人の委任による代理人が請求する場合は、上記3の書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明するもの(本人の実印が押印された委任状及び印鑑登録証明書等をいう。)を提示し、又は提出してください。

※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
代理権の確認方法	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明又は個人事項証明(戸籍謄抄本) <input type="checkbox"/> 本人の委任状及び印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他()
備考	

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）】

＜標準様式第2-1＞ 開示請求書

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。</p> <p>ウ 写しの送付を希望する。</p>

3 手数料

手数料	ここに収入印紙を貼ってください。	(請求受付印)
-----	------------------	---------

4 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p> <p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p> <p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____</p> <p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p>
--

「7 行政機関等匿名加工情報の提案募集について」 関係

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

8-1 行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない（法第116条第1項）。行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができる（同条第2項）。

8-2 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集

法においては、個人の権利利益の保護及び行政機関等の事務又は事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための提案募集の仕組みが設けられている。

なお、行政機関の長等は原則として定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）が、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意とされている（法附則第7条）。任意で募集を行う場合は、提案募集に関する各規定の適用を受けるほか、法第110条の規定に従い、提案を募集する個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

個人情報の保護に関する法律施行規則（抜粋）

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（…）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

匿名加工情報の利活用事例【個人情報保護委員会ホームページ】

- ・ポイントカードの購買履歴や交通系 IC カードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性
- ・医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展や、カーナビ等から収集される走行位置履歴等のプローブ情報を活用したより精緻な渋滞予測や天候情報の提供等により、国民生活全体の質の向上に寄与する可能性

「8 個人情報保護審査会について」 関係**【見直し後】****【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）****7-4-3 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係）**

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続等に関する規定（行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項）は適用しない（法第106条第1項）。

また、行政不服審査法において審理員が行うこととされているもののうち、上記の適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について必要なものは読み替えることとしている（同条第2項）。

7-4-4 行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対する諮問（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係）

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問しなければならない（法第105条第1項及び第3項）。

なお、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関は、地方公共団体において、一つの機関しか置けないこととはされていないことから、同各項の機関として既に設置している行政不服審査会等とは別に、個人情報保護審査会等を同各項の機関として設置し、諮問機関とすることは可能である。

浜田市個人情報保護条例（現行条例）	情報公開・個人情報保護審査会設置法 （又は同法施行令）
<p>（提出資料の閲覧等）</p> <p>第49条 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。</u>この場合において、審査会は、第三者の権利利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 <u>審査会は、前項に規定する閲覧をさせ、又は写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。</u>ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>審査会は、第1項に規定する閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p>	<p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p>第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による<u>意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録・・・にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。</u>ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。</u>この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 <u>審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。</u>ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 <u>審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p>
	<p>【施行令】</p> <p>（議決方法）</p> <p>第一条</p> <p>4 <u>特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、情報公開・個人情報保護審査会・・・の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。</u></p>
<p>（審査会の委員）</p> <p>第45条</p>	<p>（委員）</p> <p>第四条</p>

<p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は <u>3 万円以下の罰金</u> に処する。</p> <p>(3) 第 45 条第 4 項の規定に違反して、職務上知り得た秘密のうち個人情報を漏らした者</p>	<p>8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は <u>五十万円以下の罰金</u> に処する。</p>
---	--

「9 個人情報保護審議会について」 関係

【現行】

浜田市個人情報保護条例（現行条例）（抜粋）

（収集の原則及び制限）

第6条

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第8号の規定により個人情報を収集するときは、あらかじめ浜田市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報・・・を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第6号の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ浜田市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第8条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。・・・）による個人情報の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第3号の規定によりオンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ浜田市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（個人情報ファイルの保有等に関する届出）

第13条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録し、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに浜田市個人情報保護審議会に報告するとともに、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

（個人情報保護審議会の設置）

第54条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、浜田市個人情報保護審議会・・・を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、次に掲げる事項を調査審議し、実施

機関に意見を述べることができる。

- (1) 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則…第7条第4項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

「10 市議会における個人情報保護制度について」 関係

【現行】

浜田市個人情報保護条例（現行条例）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

【見直し後】

【個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）】（抜粋）

4-1-1 行政機関等

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）、警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する。

「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第2条第11項第2号）、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- ・ 国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第2章）
- ・ 個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第3章）
- ・ 行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第69条第2項第3号）